

福井県内の一部の森林に対する森林国営保険の保険金追加 支払について

1. 経緯

森林国営保険（契約件数16万5千件）の契約を管理するコンピューターシステムの一部にエラーがあることが判明し、点検・精査の結果、福井県内の一部の森林を対象とする388件（福井市17件、敦賀市24件、大野市17件、勝山市11件、鯖江市1件、あわら市2件、越前市40件、池田町69件、南越前町157件、越前町50件）について、既に支払済みの保険金額（総額1.7億円）が、適正金額に対して次のとおり不足（総額1千万円）していることが確認されました。

一方、上記388件以外の支払については、コンピューターシステムを改めて点検した結果、エラーは生じていないことを確認しました。

(388件の概要)

森林の所在地	福井県内(他の都道府県は該当無し)
契約の時期	初めての契約期日が平成7年4月14日以前のもの
保険金支払時期	平成19年4月1日以降 平成20年8月25日まで
保険金既支払総額	166,176,207円(一件当たり平均約42.8万円)
保険金支払不足額	10,630,456円(一件当たり平均約2.7万円)

2. 対応状況

本日、福井県をはじめとする関係機関に対してお詫びと事情説明を行うとともに、支払不足が確認された388名の方に対しては、追加支払の手続きを開始いたします。

今後は、こうした事態が発生しないよう、システム変更時の点検を一層入念に行うなど適切な実施に努めて参ります。

お問い合わせ先 林野庁森林整備部研究・保全課 担当者：川村、八藤後
代表：03-3502-8111(内線6218) ダイヤルイン：03-3502-8244
Fax:03-3501-5735

森林の所在市町村別内訳

市町村名	件数	追加支払金額(円)
福井市	17	107,402
敦賀市	24	314,791
大野市	17	242,688
勝山市	11	155,312
鯖江市	1	62,635
あわら市	2	2,069
越前市	40	1,458,993
池田町	69	1,609,040
南越前町	157	5,377,705
越前町	50	1,299,821
計	388	10,630,456

森林国営保険について

林野庁 研究・保全課

森林保険特別会計の概要

1 趣旨

森林国営保険は、政府が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、森林についての火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災による損害をてん補する保険事業である。森林国営保険は昭和12年の創設以来、保険金を活用した被災森林の再造林を通じた林業経営の安定に寄与してきたところであり、林業にとって不可避の災害に対するセーフティネットとしての役割を果たしている。

なお、森林国営保険については、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により森林保険特別会計を設置し、当保険にかかる事業収支を一般会計と区分して経理している。

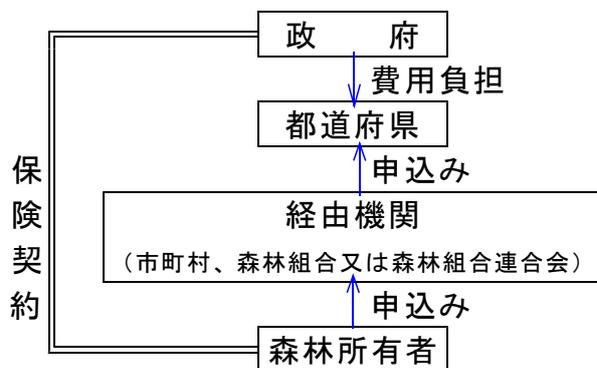
2 制度の仕組み

森林国営保険は、政府が保険者となり、保険証書の作成及び損害調査など事務の一部を都道府県に委任するとともに、市町村、森林組合及び森林組合連合会に対して申込及び保険料受取等の窓口事務を委任することにより、運営している。

また、保険契約者は、政府と直接、任意に保険契約を行う。

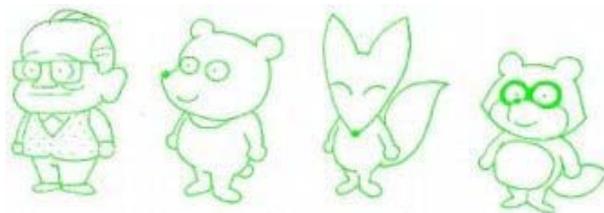
3 主な内容

区 分	内 容
保 険 者	政府
被 保 険 者	保険の目的の所有者に限る。
保険契約者	被保険者以外の者も保険契約者となることができる。
保険の目的	人工により生立させた樹木の集団
保 険 事 故	火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害に限る。）、噴火災



現 状	
加入総件数	16.5万件
加入総面積	1,165千ha
加入率	14.7%
保険料収入額	2,617百万円
保険金支払件数	1.1万件
保険金支払額	3,869百万円
(収入及び支払はH19年度実績見込)	

森林国営保険とは？



1 森林国営保険とはどのようなものですか？

あなたの森林が災害にあったときのための保険です。

森林国営保険に加入いただいた森林に、災害によって損害が生じた場合、お約束にしたがってその損害を補てんする制度です。

2 どんな森林でも加入できますか？

天然林などはできません。

樹種、林齢、面積などに制限はありませんが、竹林や全く人手の入らない天然林は加入できません。

3 誰でも申し込めるのですか？

どなたでも申し込めます。

森林の所有者であるなしにかかわらず、また、個人、法人を問わずどなたでも申し込めます。

たとえば、市町村長や森林組合長などが森林所有者に代わって申し込むことができます。

4 保険金を受け取ることができるのは誰ですか？

森林の所有者です。

森林に損害が生じたときは、森林の所有者に保険金が支払われます。

5 保険金が支払われない場合がありますか？

場合によっては支払われないこともあります。

保険金は、契約された保険金額の範囲内で損害に応じてお支払いいたします。しかし、次の場合は支払われません。

1. 損害が被保険者又は保険契約者の故意又は重大な過失によって生じたとき。
2. 損害発生の通知を怠ったとき。
損害発生日から2年を越えると時効になります。
3. 損害が戦争、変乱又は地震によって生じたとき。
4. お支払いすべき金額が4,000円未満のとき。

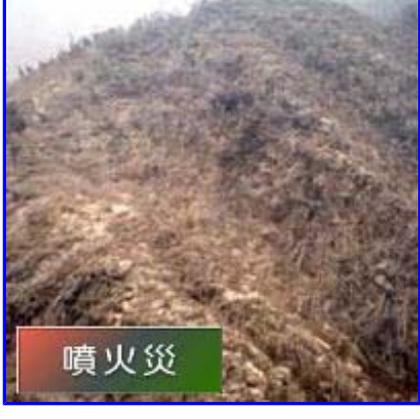
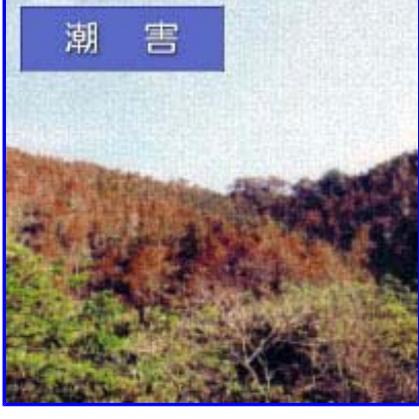
6 保険金を受け取れない損害がありますか？

次の場合は、支払の対象にはなりません。

1. 倒木起こし等復旧可能な損害。
2. 補植等の必要もなく成林に支障のない程度の軽微な損害。
3. 立木の枯損の主たる原因が適地適木の誤りや苗木、植付けの不良等、明らかに造林技術上の欠陥又は病虫・獣害等によるものと認められる損害。
4. 新植後おおむね6か月(秋植えにあつては、おおむね1か年)を経過するまでの間に活着不良等により通常生じる枯損による損害。

どんな災害に保険金が支払われるの？

火災をはじめ、気象上の原因による風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害のほか噴火災の8つの災害により契約森林が損害を受けたときに、保険金が支払われます。



災害が発生したときは・・・

すぐに、御契約をお申込みになった森林組合等にお知らせください。

- 1 森林組合等の窓口へ備え付けの「損害発生通知書」を提出していただきます。
- 2 担当者があなた様又は代理人に立会を求めたうえで損害調査をします。
お支払に際しては、保険金の支払請求書等を提出していただきますようお願いします。

